

仏壇公正取引準備委員会ニュース vol.1

仏壇公正取引準備委員会発行
東京都中央区銀座 7-14-3 松慶ビル (全宗協事務局内) TEL 03 (3546) 8550



9月9日 経済産業省本館講堂で開催された第1回目の説明会

第一回説明会には二百二十名の方々が参加しました 仏壇公正取引準備委員会への登録は九月末で約五百社を超えました

九月九日、経済産業省本館講堂において、公正取引協議会設立と公正競争規約制定に向けての第一回目となる説明会が開催され、関東・甲信越をはじめとして全国から二百二十名の仏壇店の方々が集まりました。

説明会では松下忠洋経済産業副大臣の挨拶、全宗協理事長小堀賢一氏、全仏連会長若林卯兵衛氏、東京宗教用具協同組合理事長安田松慶氏が挨拶を行った後、経済産業省参

経済産業副大臣松下忠洋氏と関係各氏の挨拶

松下副大臣は「仏壇は日本人の美しい魂を支えてきた」とした上で「仏壇販売のルール作り、表示基準をきちっと

作るべき時機にきています。皆さんから多くの知恵を出して頂きながら、努力を惜しまずルールを作り、そして表示基準を作るべき」と挨拶。

全宗協小堀理事長は「公正取引協議会の設立と、公正競争規約の制定の目的は共通のルール作り、ガイドラインが出来ることにより業界の正常化を目指したいということですが、現状はまるでルールブックのない野球を見ているようなもので、混乱が各地に生じています。ルールが出来ることにより、業界の正常化はもとよりのこと、お客様からの

経済産業省吉田雅彦参事官の説明 (1)

なぜ今、品質表示と産地表示が必要なのでしょうか

仏壇販売の正常化と品質・産地表示基準の明確化という今回の取り組みは、経済産業省が全宗協と全仏連に対して依頼を行うことで始まりました。

その背景には仏壇に関しての皆さんの苦情が消費者庁や日本広告審査機構に寄せら

れているという事情があります。経済産業省の吉田雅彦参事官は「苦情の内容は材質の偽装と産地の偽装に対してのもの」と分析を行った上で、「国産と海外産の定義がはっきりせず、品質表示が徹底していないために、現状の法律の適

用が難しく、クレームが発生した場合、お店と消費者との間で言った言わないという口頭でのやりとりになってしまふ」と指摘。「お客様から信頼される業界になるためには国産・海外産の線引きの明確化と、品質表示の徹底化が必要」と強調しました。

東宗協の安田理事長は「私共、東京宗教用具協同組合として、支援をしていきたい」と決意を表明しました。

経済産業省吉田雅彦参事官の説明(2)

誰が表示をするのか、会員外への適用は？

説明会では吉田参事官が、多く寄せられている質問に対しての説明も行いました。

誰が表示をするのかという点に関しては「公正競争規約では仏壇を製造するメーカーの方、あるいは輸入する方が仏壇本体に規約に基づく表示をすることになります。これは他の業界でも行われていることです」と解説をした上で、「公正取引協議会に参加された仏壇店は、規約に基づく表示がなされた仏壇本体を販売すること、販売店独自で店頭・チラシ広告などに表示する場合には、規約に基づく表示をすることが求められます」との説明が行われました。

「公正取引協議会に入らない仏壇店に対する公正競争規約の適用に関しては「公正競争規約は会員の自主的なルールです。公正取引協議会の会員のみに適用されますが、色んな場面で規約が業界の基準として使えるということになり、非会員にも間接的に適用されていくと考えています。消費者などが非会員である悪質業者を訴える際には業界規範である『公正競争規約』が消費者庁から認定されますので、それを参考に違法であるかどうかということが判断されますし、公正取引協議会として積極的に発表することもできます」との説明でした。

国内製造業者へのメリットに関しては次のような説明が行われました。

「規約そのものは国産品を推奨するものではなく、あくまでも消費者に正直に仏壇の情報伝えるということが重要な点となります。国産・海外産に関しては様々な国際ルールがあり、国内だけで作ったものを国産とすることは非常に困難で、パランスのとれたルールでないと思われたいと考えています。国産の定義を厳しくすれば、もつと国内の産地を守れるのではないかとという質問ですが、国産・海外産に関しては、国産の中でもぎりぎり定義に当たっている国産から、全ての工程を国内で行ったという国産もあるので、製品や産地に応じて地域団体商標を活用したり、伝統的工芸品の証紙を貼って頂くなど製品のPRのことが考えられます」

でも消費者に正直に仏壇の情報伝えるということが重要な点となります。

国産・海外産と言っても、国産の中でもぎりぎり定義に当たっている国産から、全ての工程を国内で行ったという国産もあるので、製品や産地に

国産の定義を厳しくすれば、もつと国内の産地を守れるのではないかとという質問ですが、国産・海外産に関しては、国産の中でもぎりぎり定義に当たっている国産から、全ての工程を国内で行ったという国産もあるので、製品や産地に

国産の定義を厳しくすれば、もつと国内の産地を守れるのではないかとという質問ですが、国産・海外産に関しては、国産の中でもぎりぎり定義に当たっている国産から、全ての工程を国内で行ったという国産もあるので、製品や産地に

信頼を伝える公正マークが消費者への信頼のメッセージを伝える

吉田参事官は消費者からの信頼獲得という点に関して、「公正取引協議会に入ること

出来ませう」と説明しました。今回の出席者の中には「公正マークを貼った製品がお客様に対して最も信頼を伝えることができる。隣の店が公正取引協議会に入れば自分の店も入らざる得なくなる」と語る人もいました。

「規約そのものは国産品を推奨するものではなく、あくまでも消費者に正直に仏壇の情報伝えるということが重要な点となります。国産・海外産に関しては様々な国際ルールがあり、国内だけで作ったものを国産とすることは非常に困難で、パランスのとれたルールでないと思われたいと考えています。国産の定義を厳しくすれば、もつと国内の産地を守れるのではないかとという質問ですが、国産・海外産に関しては、国産の中でもぎりぎり定義に当たっている国産から、全ての工程を国内で行ったという国産もあるので、製品や産地に

出来ませう」と説明しました。今回の出席者の中には「公正マークを貼った製品がお客様に対して最も信頼を伝えることができる。隣の店が公正取引協議会に入れば自分の店も入らざる得なくなる」と語る人もいました。

大阪・名古屋・広島・福岡説明会に向けて 2011年1月には仙台でも説明会開催

仏壇取扱業者であればどなたでも出席できます

公正取引協議会と公正競争規約に関する説明会は、仏壇取扱業者であればどなたでも参加することができます。また、公正取引準備委員会も同様に仏壇店であればどなたでも登録して頂くことができます(登録は同封の申込書にお書き込みの上、FAXでお送り頂くと申込受付完了となります)。

説明会では個別質疑コーナーもあります

東京の説明会では、経済産業省の吉田雅彦参事官の説明の後、個別対応の質疑コーナーも設けられ「これまでに販売してきた仏壇はどうですか」「すでに在庫として持っている仏壇への表示はどうすれば良いのですか」「公正競争規約に基づく表示は誰がするのですか」「原産国表示として産地国名ではなく、『自社製』『○会社製』と記載することはできますか」「公正競争規約の内容が定まってから施行までに移行期間がありますか」「準備会の会員になるにはどうしたらよいですか、会費は幾らですか」などの質問が寄せられました。

今後の説明会では以上の質問に説明を行い、公正競争規約施行後の表示方法や表示サンプル案についての説明もする予定です。

大阪(11月24日)・名古屋(11月25日)・広島(12月9日)・福岡(12月10日)・仙台(2011年1月17日)の説明会においても同様の個別対応の質疑コーナーを設ける予定です。是非ご参加下さい。

